

令和7年第7回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年7月15日（火）午後1時26分から午後2時3分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	欠席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	欠席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	石田 敏裕
9番	菅野 昌孝

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸
産業振興課 課長補佐	八巻 仁志

6. 議事

報告第 1号 令和7年第7回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）につい

会 長 ただいまより令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが1番 石田敏裕委員と9番 菅野昌孝職務代理にお願いします。

なお、欠席は2番 横山智委員、2区 齋藤壽委員であります。

また、議案第21号の説明員として産業振興課の八巻課長補佐が出席しております。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和7年第7回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和7年第7回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

6月19日、福島県農業会議第109回通常総会が福島市で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

6月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

6月30日、相双農林事務所管内農業委員会研修会が南相馬市で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

7月2日、地域農業再生協議会総会が改善センターで開催され、清野会長が出席しております。

7月10日、農業者年金業務担当者会議が福島市で開催され、事務局が出席しております。

同じく10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、川上委員、阿部委員、鈴木委員、目黒(敏)委員、事務局で調査を実施しております。

7月11日、浜通り地方農業委員会協議会総会が広野町で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、事務局より報告願います。

事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、200㎡未満の農業用施設を設置する場合は、農地の転用の制限の例外となり、県知事の許可は不要となり、農業委員会への届出のみ必要となります。

それでは、1番について説明いたします。議案2ページと資料の1ページから3ページになります。届出人より、議案に記載どおりの内容で届出がございました。

2番について説明いたします。議案2ページと資料の1ページと4ページから5ページになります。届出人より、議案に記載どおりの内容で届出がございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から報告第2号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第2号については以上で終わります。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について、利用権設定の一括方式の1番から88番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第18号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

これについては、福島県農業振興公社を通しての貸借となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見を求められたため提出するものがあります。また、併せて賃借人が農地の全てを効率的に利用し耕作すること、さらに個人においては、必要な農作業に常時従事すると認められることの確認を求められております。

利用権設定の一括方針の1番から88番をご説明いたします。

賃借人ごとに一括して説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

1番については、今回新たに農地中間管理機構を通して利用権を設定するもので、新規設定となります。賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

2番から4番については、2番は新規設定で、3番、4番は再設定となります。賃借料は全て10アール当たり5,000円となっております。

5番については、新規設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。4ページをご覧ください。

6番から7番については、6番は再設定で7番は新規設定となります。賃借料は全て10アール当たり5,000円となっております。

8番については、新規設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

9番については、再設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

10番から14ページの83番については、岡地区営農改善組合の貸借となります。9ページ38番、12ページ63番、13ページ69番、71番は新規設定でその他は再設定となります。賃借料は全て10アール当たり10,600円となっております。14ページをご覧ください。

84番については、再設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。15ページをご覧ください。

85番については、新規設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

86番、87番については、86番は新規設定で、87番は再設定となります。賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

88番については、再設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

いずれの賃借人も営農状況が良好であり、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、個人においては、必要な農作業に常時従事すると認められるとの要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第18号の1番から88番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意

見について、利用権設定の一括方式の1番から88番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「貸付相手方に関する要件を満たしていることを認める」として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の89番は、川上敦史委員が役員となっている法人に関する案件であります。川上敦史委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[川上敦史委員 退席]

会 長 議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の89番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 利用権設定の一括方針の89番をご説明いたします。
賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。
89番については、新規設定で、賃借料は無償となっております。
賃借人は営農状況が良好であり、農地の全てを効率的に利用し耕作を行うとの要件を満たしております。
説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第18号の89番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 ないようですので、議案第18号の利用権設定の一括方式の89番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の89番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「貸付相手方に関する要件を満たしていることを認める」として新地町長へ意見を送付いたします。

川上敦史委員に関する案件の審議が終わりましたので、川上敦史委員は席へ戻ってください。

[川上敦史委員 着席]

会 長 議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の90番は、目黒文夫委員の案件であるため、目黒文夫委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[目黒文夫委員 退席]

会 長 議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の90番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 利用権設定の一括方針の90番をご説明いたします。

賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

90番については、再設定で、賃借料は10アール当たり5,000円となっております。

賃借人は営農状況が良好であり、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるとの要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第18号の90番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 ないようですので、議案第18号の利用権設定の一括方式の90番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、利用権設定の一括方式の90番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「貸付相手方に関する要件を満たしていることを認める」として新地町長へ意見を送付いたします。

目黒文夫委員に関する案件の審議が終わりましたので、目黒文夫委員は席へ戻ってください。

[目黒文夫委員 着席]

会 長 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番をご説明いたします。17ページをご覧ください。

1番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する田は、これまでどおり水稻を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

2番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。取得する畑は、蔬菜類を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第19号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案18ページと資料の6ページから8ページになります。

設定人、被設定人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用の目的は、作業用道路であります。権利の設定は賃借権設定で、

期間は6ヶ月間であり、一時転用になります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

農地の復旧方法は、砂利を撤去した後に山砂を敷き農地へ復元する計画であります。

申請地の農地区分については、昭和57年に土地改良事業をおこなった農地であることから第1種農地と判断されます。隣接地の申請地を作業用道路として使用するほかに、他に作業用道路用地として適した土地を見つけることが難しいことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、7月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部委員 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月10日に川上敦史委員、鈴木文雄委員、目黒敏雄委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案18ページと資料の6ページから8ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の6ページから7ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第20号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。
議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）についてご説明いたします。

議案は19ページから46ページになります。19ページをご覧ください。

これにつきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、町より農業委員会へ意見を求められたため提出するものであります。

変更の理由ですが、5年ごとの見直しにより、令和7年4月に福島県の基本方針が変更されたため、基盤法第6条第3項の規定により町の基本構想を変更するものであります。

変更内容については、産業振興課 八巻課長補佐からご説明いたします。

八巻課長補佐 産業振興課の八巻です。

議案19ページと合わせて資料の新旧対照表をご覧ください。

基本構想の主な変更内容につきましては、大きく3点となります。

1点目は、年間総労働時間についてであります。第1の3（1）、新旧対照表の6ページから7ページとなります。議案は24ページになります。

他産業並みの労働時間により他産業と遜色ない生涯所得を得るため、主たる従事者1人当たり1,900時間程度から1,800時間程度に、県に合わせて見直しております。

なお、時間の算出は令和4年に厚生労働省が実施した「毎月勤労統計調査」の年間労働時間を基にしています。

2点目は、主要な営農類型についてであります。第2-表1、新旧対照表の13ページから22ページとなります。議案は27ページから29ページになります。

所得目標を達成するための主要な営農類型について、県の地方別営農類型の相双地方に合わせて見直しております。

3点目は、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標についてであります。第2-表2、第2の2、新旧対照表の22ページから35ページとなります。議案は29ページから33ページになります。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標となる生産技術等について、新たな技術の革新や農政の変化等を踏まえ、県に合わせて見直しております。

その他としまして、県の基本方針に即して、見直し及び文言等の整理を行っております。

第1の3(2)、新旧対照表の7ページの担い手育成の考え方では、地域計画策定に関する内容から実現に向けた見直し等の推進に修正しています。

第1の3(3)ア、新旧対照表の8ページの認定農業者の育成では、地域計画で担い手を明確にしたことから将来の農地利用の姿を明確にすることへ修正しています。また、12ページのスでは新たにスマート農業の推進を設けています。

これらにより経営規模の拡大と生産性向上を図り、経営安定に資することを目的とした内容となっております。

今後の予定としましては、関係機関である農業委員会と農協や一般の方からの意見を伺い、県と7月下旬に事前協議と8月下旬に正式協議を経て、10月中旬の公告により変更する予定です。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第21号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

菅野職務代理 23ページの新地町の位置ですが、北側が抜けているので「北は宮城県山元町」としてはどうか。29ページの※印ですが、高密度播種となっているが前段に高密度播種育苗とあるので統一してはどうか。2の(1)イの(ア)の「実需者」という言葉は非常に難しいので、「時代の要請に沿った」としてはどうか。需要実態、需要と2回同じ言葉がでてくるので、「需要に応じた」は「ニーズに応じた」にしてはどうか。

八巻課長補佐 23ページは変更前から手をつけなかった部分ですが、北側が抜けていますので修正させていただきます。29ページ、※印部分は県に準じておりますが育苗を付け加えさせていただきます。2の(1)イの(ア)は「実需者が求める」を「時代の要請に沿った」に修正させていただきます、後段部分は重複している感じがありますので、表現の仕方を検討させていただきます。

会 長 その他何かございませんか。

阿部委員 新地でイチジクの生産がかなりあると思うが、営農類型にイチジクがないのはなぜか。

八巻課長補佐 新旧対照表を見ていただくとご理解していただけるのですが、実は今までもイチジクは入っておりませんでした。今回変更するにあたり何を基準にするか検討しましたが、イチジクは町内認定農業者で7人生産されていますが、一旦県の方に合わせた内容にしたいというのがあって、イチゴも今回入っておりま

せん。あえて抜いたのではなく、今までも入っていなかったというのが現状です。

会 長 その他何かございませんか。

 [「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

 [「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について、原案どおり承認いたします。

 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第7回農業委員会総会を閉会いたします。